

令和8年度群馬県障害者雇用開拓事業 質問・回答一覧

No	質問内容	回答
令和8年2月12日 回答分		
1	雇用開拓事業では、障害者雇用者数が0名の事業所等が重点対象とされているが、各事業所の障害者雇用者数の情報は群馬労働局から提供してもらえるのか。	受託者が群馬労働局に請求し、群馬県内の障害者雇用状況一覧を取得すること。 (基本仕様書2ページ、1文目参照)
2	事業提案書本体は、A4版で作成との指定はあるが、枚数や縦横、PowerPoint形式・Word形式等の指定はあるか。	特に指定はない。
令和8年2月20日 回答分		
3	実施体制の構成メンバーについて事業統括責任者、雇用開拓者それぞれについて専属（常駐）である必要性はありますか。 特に雇用開拓員は、再委託することは可能でしょうか。	専属である必要はありません。ただし、専属でない者の人件費は、本事業に従事する時間相当のものを時間単価等から算出してください。（公募要領第51(1)参照） 原則は受託者が自ら行うものとしませんが、県と協議の上、事前に県から承諾を得た場合は再委託も可能です。
4	定着支援、交流会、伴走型支援の実施方法は、オンラインと対面併用で可能でしょうか。	併用可能です。
5	定着支援事業の実施回数（目標12回）のカウントは社数でなく実施回数と認識してもよろしいでしょうか。	実施回数でカウントします。 (1企業で異なる内容で複数回実施した場合は、複数カウント可)
6	交流会事業は目標社数達成のため交流会を複数回開催してもよろしいでしょうか。 また、参加する先進的企業が変わった場合、交流会参加企業はそれぞれの開催時でカウントしてよろしいでしょうか。（参加企業としては、先進的企業によっては複数回参加の希望があると考え、一社が複数回参加した場合は、それぞれの回で別カウントと考えてよろしいでしょうか）。	複数回開催も可能です。ただし、基本仕様書第34(1)に記載の2種類の交流会を実施してください。 1社が複数回参加した場合は、それぞれ別カウントとして構いません。

令和8年度群馬県障害者雇用開拓事業 質問・回答一覧

No	質問内容	回答
7	雇用開拓事業の数値目標にある求人開拓数、職場実習受入開拓数は、テレワークの場合県外に拠点の会社も含めてよろしいでしょうか。同様に通勤型であっても近隣県（埼玉県、栃木県、福島県、長野県、新潟県）の企業も開拓数に含めてよろしいでしょうか。	テレワークの場合、県外拠点の企業も含めて構いません。通勤型であっても、関係機関や登録者等のニーズによるものであれば近隣県の企業も含めて問題ありません。
8	説明会の資料で、雇用開拓事業、研修事業、定着支援事業、交流会事業、伴走型支援事業の数値目標すべてに（目安）となっていました。が、多少の増減は許容されますでしょうか。それとも必達を要求する目標値となりますでしょうか。	基本仕様書に記載の目標値以上の設定が望ましいですが、多少の増減は可能です。設定した目標値とそれを達成するための具体的手法の提案内容により審査を行います。（公募要領 11 (4)参照） ※質問にある「説明会の資料」とは、2月12日に開催した説明会（オンライン）で使用した資料。説明会参加者にのみ配布。
9	雇用開拓事業、研修事業、定着支援事業、交流会事業、伴走型支援事業の、今年度を含む直近3年間の目標数と結果をそれぞれご教示いただけますか。	<p>【雇用開拓事業における実績値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○求人開拓数 R5：2,275人、R6：2,004人、R7（1月末）：1,851人 ○採用人数 R5：241人、R6：221人、R7（1月末）：220人 ○職場実習受入開拓数 R5：2,120人、R6：1,931人、R7（1月末）：1,813人 ○職場実習人数 R5：378人、R6：412人、R7（1月末）：257人 <p>※上記以外の目標値、実績値は公表しておりません。</p>

令和8年度群馬県障害者雇用開拓事業 質問・回答一覧

No	質問内容	回答
10	雇用開拓員の行動指標に目標値はありますか。 ない場合は、本年度、①架電件数②訪問件数③商談件数はどの程度でしたでしょうか。	雇用開拓員別の目標値はありません。 雇用開拓員の活動状況は公表しておりません。
11	求人開拓数のカウントは、新規で出す求人でなければいけないでしょうか。また、すでに出ている求人の募集人数を増やせたり、求人内容の条件緩和をおこなった場合は求人開拓数にカウントできますでしょうか。	新規求人のほか、貴見のとおり募集人数を増やす、求人内容の見直し、当事業で過去に開拓した求人情報の更新等もカウント対象となります。
12	職場実習受入開拓の推進を図るため、事業費として、受入企業に対して職場実習協力金（実習を業務委託する委託金または謝礼）を支給し、受入企業を開拓することは委託費の活用方法として問題ないでしょうか。	当事業の委託費としては対象外とします。 国や県内自治体で職場実習に関する補助制度を実施していますので、それらの既存の制度を活用してください。